

徳島大学蔵本地区学生の皆様へ

医学部長・医科学教育部長  
歯学部長・口腔科学教育部長  
薬学部長・薬科学教育部長  
栄養生命科学教育部長  
保健科学教育部長

新型コロナウイルス感染症への対応について（蔵本地区学部学生・大学院生共通）

新型コロナウイルス感染症は、政令により指定感染症に指定され、学校保健安全法施行規則の第一種感染症であり、厳格な対応が必要です。このたび改めて注意点を通知しますので、下記の事項を遵守するとともに、各学部・教育部からの指示に従ってください。

#### 記

1. 本学ホームページ「新型コロナウイルスへの対応について」（下記 URL）に掲載される「学生・保護者の皆様へ」の各通知を常に確認し、特に、下記 1）、2）に関しては、「授業実施・学生生活及び課外活動について」の通知に従い、適切に対応する。

<https://www.tokushima-u.ac.jp/about/virus/index.html>

- 1) 感染予防、県外への移動、アルバイト、飲食を伴う会合、海外渡航等の生活上の注意点、課外活動上の注意点について

（注 1）感染拡大地域への移動や海外渡航、飲み会など感染リスクが指摘され、本学から自粛を要請されている行動や活動の内容を把握しておくこと。

（注 2）各学部・学科、教育部（診療現場で教育を受ける場合は当該診療施設）の規定や指示に従って、適時適切に報告・連絡・相談を行うとともに、自宅待機による体調確認が必要となるケースについて確認しておくこと。

- 2) 発熱・体調不良時の対応、受診や「受診・相談センター（保健所）」への相談について

（注）通知文書「授業実施・学生生活及び課外活動について」に添付の「新型コロナウイルスに関する措置（学生用）」を確認し、各学部学務担当係への連絡が必要となるケース、登校不可（自宅待機）となるケース等について把握しておくこと。

2. 手指衛生（手洗い、手指消毒）や咳エチケットを厳守する。

3. 登校時は常時マスクを着用する。

（注 1）飲食などでマスクを外す場合は、対面での食事や食事中的の会話は避ける。

（注 2）診療現場で教育を受ける場合、マスク不足が解消されるまでの間は、飛沫、血液、

体液の暴露の可能性があった場合を除き、各学部・教育部から指示された頻度でのマスク交換とする（3日に1回等）。

（注3）診療現場で教育を受ける際に、飛沫、血液、体液の暴露の可能性があった場合は、マスクを患者毎に交換する。その際は、指導医あるいは看護師等に申し出て、マスク使用簿に理由を記載した上で、徳島大学病院が準備しているマスクを使用する。

（注4）学部が診療現場での教育用に準備したマスクは、それ以外の目的では使用しない。

4. ①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近（互いに手を伸ばしたら届く距離）で会話や発声をする密接場所（いわゆる「三密」）を徹底的に回避する。

（注1）講義室、実習室および自習室・控室、研究室等の換気に努める（2方向の窓または扉を同時に常時開けておく、換気扇を常時換気としておく、1時間に10分間の換気を行う等）。

（注2）講義室での受講時を含めて、お互いにできる限り2メートル以上（少なくとも1メートル）の距離を取る。

（注3）特別に許可された場合を除き、自習室は個人の自習のみで利用し、グループ学習での利用は控える。

（注4）授業終了後は学内に留まらずに帰宅する。

5. 毎日、健康状態の確認（体温測定を含む）を行い、発熱、咳、咽頭痛などの風邪症状のある場合は登校せず、サークル活動にも参加しない。さらに、他者との濃厚接触（注3）を避ける。

（注1）体調で気になることがある場合、発熱や体調不良がある場合は、事前（登校前）に指導教員や各学部学務担当係に電話で連絡し、登校の可否などについて相談する。

（注2）体温には日内変動があるため、発熱した翌日の朝の体温が平熱であっても解熱したと判断せず、登校の可否は下記を目安とすること。また、解熱剤を服用した状態で平熱となっても、「解熱」とは判断しないこと。

・37.0度以上37.5度未満の場合でも、平熱よりも高いと判断される場合は、発熱と考えて解熱後2日を経過するまでは登校しない。

・37.5度以上の発熱があった場合は、解熱後2日を経過するまでは登校しない。

・38度以上の発熱があった場合は、その翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでは登校しない。

（注3）濃厚接触とは、患者が発症する2日前から、1メートル程度の距離（手で触れることのできる距離）で、双方がマスクをせずに、15分以上会話した場合等が該当する。

（注4）欠席により単位認定に支障がある場合は、補講等の措置が講じられる。

（注5）欠席時の連絡方法は、学部・学科、教育部、診療科や実習機関によって異なる場合があるので、事前に確認し、指示に従うこと。

6. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健所の指示に従う。また、各学部学務担当係へ電話で連絡する（治癒するまで出席停止）。

（注）新型コロナウイルス感染症による欠席については、補講等の措置が講じられる。

7. 診療現場で教育（大学院生の学位研究を含む）を受ける場合、社会人大学院生で徳島大学病院に勤務している場合、及び徳島大学病院を受診する場合を除き、徳島大学病院エリア（飲食店、売店、郵便局、自動販売機コーナーを含む）には立ち入らない。

（注1）西外来棟廊下（北端の救急入口から患者図書室前まで）は発熱外来患者の誘導路に

なっているので、隣接している臨床第一講義室、臨床第二講義室、青藍講堂、保健学科 C 棟を使用する際でも、西外来棟 1 階廊下には立ち入らないこと。また、西外来棟 2 階以上についてもできる限り立ち入らないこと。

(注 2) やむを得ず、徳島大学病院エリアに立ち入る場合は、手指衛生（手洗い、手指消毒）を励行し、さらに常時マスクを着用すること。

(注 3) 徳島大学病院エリアにおいて臨床実習や研究調査（学位研究等）を行う期間中は、サークル（公認・非公認問わず）の活動に参加しないこと。

8. 下記ホームページ等を参照し、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の入手に努める。

内閣官房 HP <https://corona.go.jp/>

首相官邸 HP <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

厚生労働省 HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

9. 新型コロナウイルス感染症に関する不適切な情報を SNS 等に流さない。

10. 各学部・学科、教育部（診療現場での教育を受ける場合は、実習施設を含む）から、新型コロナウイルス感染症に関連した注意点を理解し遵守する旨の誓約書の提出を求められた場合は、その指示に従うこと。